

飲食店・職場等の原則屋内禁煙が義務化されます！

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
多くの人々が利用する施設は、原則**敷地内禁煙**もしくは**屋内禁煙**が義務付けられることとなりました。

令和2年4月1日からは、飲食店やオフィス・事務所などの施設が原則**屋内禁煙**となります。

対象となる施設・・・飲食店、事務所（職場）、旅館、ホテル、理美容店、デパート、スーパー、コンビニエンスストア、公衆浴場、映画館、劇場、パチンコ店、マージャン店、カラオケボックス、ボウリング場、インターネットカフェ、ゲームセンター、社会福祉施設（児童福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院を除く）、集会場、結婚式場、葬儀場、鉄道等車両、旅客船など

※屋内の一部に**喫煙専用室**、**指定たばこ専用喫煙室**の設置は可能です。



学校や病院など子どもや患者などが主に利用する施設については、令和元年7月1日から原則**敷地内禁煙**となっています。

詳しくは県のホームページをご覧ください。

千葉県 受動喫煙

検索